

公 示 送 達 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項及び第46条第1項、第2項の規定に基づく下記の裁決書について、公開請求人に対し送付すべき場所を確知することができないため、同法第51条第3項の規定により裁決書の謄本を新潟市保健衛生総務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

平成31年1月31日

新潟市長 中原 八一

記

送達を受けるべき者の住所・氏名	新潟市東区竹尾1丁目3番9号 エクセル竹尾403 塚田 仁
送達する書類	新潟市情報公開条例第9条第1項に基づく公開決定等に対する審査請求にかかる裁決書
注意事項	上記の書類を受領しないときは、行政不服審査法第51条第3項の規定により、掲示のあった日の翌日から起算して2週間を経過した時に書類の送付があったものとみなされます。